

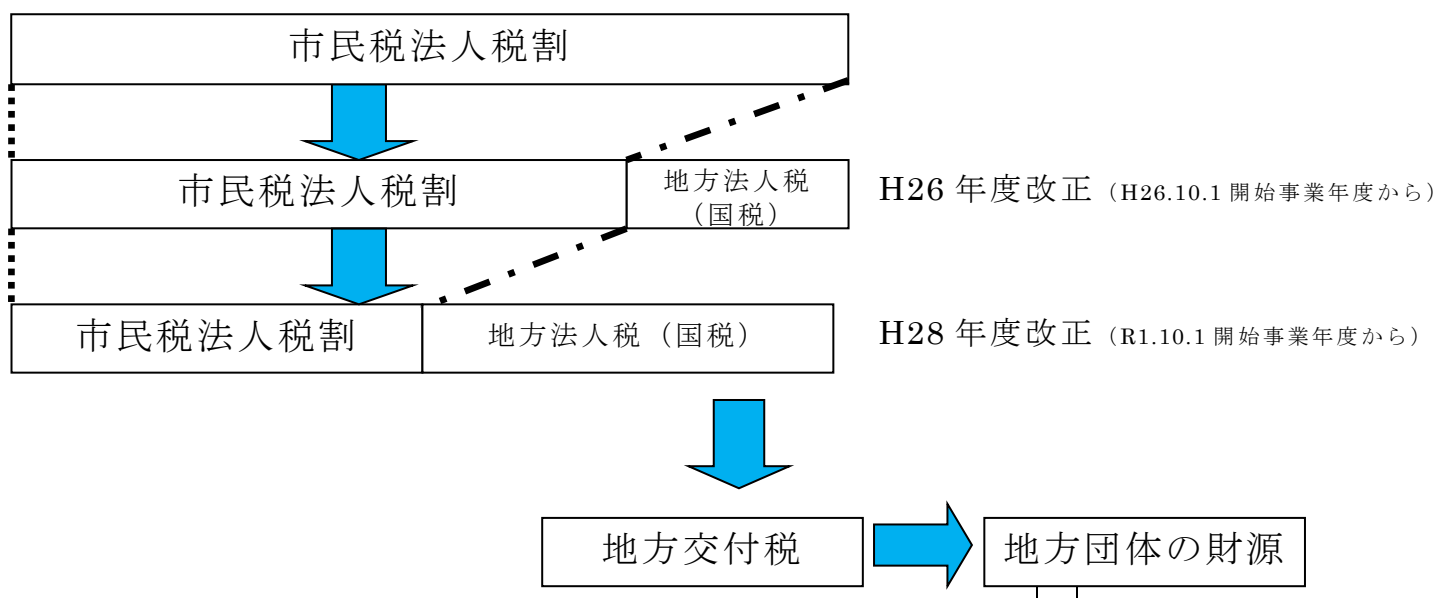
平成28年度税制改正

○ 法人市民税法人税割の税率改正について

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割を引き下げ、その引き下げ分に相当する額を地方交付税の原資とすることとされました。

この改正は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

改正のイメージ



青梅市における税率の変更

資本金の額または出資金の額 による区分	事業年度による税率		
	R1.10.1 以後に開始	H26.10.1 ～R1.9.30 までに開始	H26.9.30 以前に開始
1億円未満	6%	9.7%	12.3%
1億円以上10億円未満	7.2%	10.9%	13.5%
10億円以上	8.4%	12.1%	14.7%

○ 法人市民税の予定申告における経過措置について

法人税割の税率の改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告にかかる法人税割額については、次の算式で求めた値となります。

前事業年度分の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数

(通常は前事業年度分の法人税割額×6÷前事業年度の月数)